

令和2年4月3日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

分野別実務修習において自宅学修に切り替えた場合等の課題
について（事務連絡）

3月30日付け当職事務連絡でもお伝えしたところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言がされ、平日の日中における外出自粛要請が発せられた場合、当該地域では、各庁会において、裁判・検察・弁護のいずれについても、分野別実務修習における指導を中断し、司法修習生に課題を与えて自宅学修に切り替えていただくことが相当と考えられます。また、裁判所等が所在する地域には外出自粛要請が発せられていないが、同要請が発せられた地域に居住している司法修習生がいる場合には、当該司法修習生について自宅学修に切り替えるのが相当と考えられます。

自宅学修において司法修習生に与える課題については、各庁会において定めていただくこととなりますが、当研修所各教官室でも別添のとおり課題案を検討しましたので、提供します（検察教官室の課題案については、別途、地方検察庁に送付されています。）。各庁会においては、自宅学修の期間等に応じて、各庁会で検討した課題案や各教官室が提供する課題案の中から適切なものを選択してください。

なお、各教官室で検討した課題案は当面のものであり、今後、追加や変更がされる場合がありますので、申し添えます。

上記の内容を、司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。